

空家等対策の基本的な施策

1 空家等の発生抑制

◎町民意識の醸成

町民意識の醸成・啓発を図り、空家等の発生を抑制します。

◎適正な住宅ストックづくり

不動産として流通しやすいよう、住宅ストックの適正な維持管理を図り、空家等の発生を抑制します。

- ・木造住宅耐震診断事業
- ・木造住宅耐震補強等補助事業

2 空家等の適正管理の促進

◎空家等所有者の意識啓発

注意喚起や情報提供、相談の機会の提供などにより意識づけを行い、空家等の適正な維持管理を促進します。

- ・相談窓口の設置

3 空家等の利活用の促進

◎空家等の利活用に向けた取組

空家等の利活用を希望する方の支援を実施することで、利活用を促進します。

- ・空き家バンク制度
- ・空き家リノベーション支援事業(5号)
- ・木造住宅建設促進対策事業(5号)

4 管理不全空家等の解消促進

◎空家等除却支援

老朽化した空家の一部が飛散したりすることで周辺に被害を出さないために、所有者に適切な管理を促すとともに、管理不全なものは除却などの支援を行います。

- ・建物解体助成事業(5号)

◎特定空家等に対する法に基づく処置

適正に管理されず、地域の生活環境に影響を及ぼしている空家等について、法第12条に基づく助言や関係法令に基づいた指導などを行います。

放置空き家が抱えるリスク



空き家の管理は所有者の責任です

人が住まない住宅は、住んでいるときと比べて早く傷んでしまいます。傷んだ状態で放置すると、地震や台風といった自然災害が発生したときに、建築材が飛散してしまう危険性があり、近隣の人や財産に影響をおよぼしてしまう可能性があります。

万が一、空き家の倒壊により、通行人がケガをした場合、所有者や管理者は損害賠償などの管理責任を問われ、仮に相続放棄していた場合にも、責任が問われる可能性があります。

空き家の放置を防ぐためにできること

空き家なんて自分には関係

将来的に活用する予定がある空き家については、定期的に換気や清掃を行い、危険な空き家にしないために維持管理に努めましょう。

また、空き家の維持、修繕には多くの費用がかかります。今後活用する予定がない空き家は、売却や解体をすることで、結果的に費用を抑えられることもあります。町では空き家バンク制度や建物解体助成制度などを実施していますのでぜひ活用ください。

ないと思っているでも、相続や介護によって突然自分が空き家の管理者になることは十分に考えられます。

家族が健在のうちから、「将来は誰がどのように管理するか」をあらかじめ話し合っておくことで、家族に何かあっても空き家を放置してしまう可能性を最小限にすることができます。

また、家の中の不要なものを処分しておくこと、日ごろから近隣の方とコミュニケーションを取っておくことも大切です。

空き家の問題が自分の身に降りかかる前に、できることから始めましょう。

住む人がいなくなり、放置された結果、草木が生い茂り、窓や壁など損傷が激しくなった空き家。このような「管理されていない空き家」の増加が社会問題となっています。

※写真の家屋は取り壊しが完了しています。



「紀宝町空家等対策計画」を策定
考えてみませんか。空き家のこと。

町内住宅の約16%が空き家

空き家は、少子高齢化社会の進展や建物の老朽化、新築住宅を好む社会的ニーズにより、全国的に増加しています。町内には約6,000戸の住宅が存在していますが、そのうち約16%の940戸が空き家であると想定されており、今後とも団塊の世代の高齢化が進むことで、さらに空き家は増加する見込みです。

その中でも「適切に管理されていない空き家」が増えつつあることで、所有者だけでなく、地域の安全や生活環境、防犯、景観などに影響をおよぼす可能性があります。

そのため、町では令和4年4月に「紀宝町空家等対策計画」を策定し、空き家を放置しないための啓発や利活用促進などにより、適切に管理されていない空き家を増やさないための取り組みを進めていきます。

空き家は所有者だけの問題ではありません。地域の課題の一つとして空き家の管理について、改めて考えてみませんか。

「空き家の管理についてお気軽にご相談ください」



いわべ かずひろ
基盤整備課 岩口 和弘

計画の策定にあたって空き家と思われる67戸の外観を調査したところ、崩壊の危険がある物件が14件確認され、自然災害などが起こった場合に倒壊し、地域に危険をおよぼす可能性があることが判明しました。

町では、引き続き、空き家の所有者や管理者の方には適切な管理を求めていくとともに、空き家問題の解消に向け取り組みを進めていきます。

空き家の場所や件数の実態把握のため、町内において空き家などの情報がありましたら、ご連絡ください。また、空き家の管理について困ったことがありましたら、お気軽に役場基盤整備課(☎33-0357)までお問い合わせください。